

## 文京区オリンピック・パラリンピック気運醸成事業補助金について

### 1 目的

この事業は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて気運を醸成する事業に対して補助を行うものであり、それをもって区内の生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流等の振興に寄与することを目的とする。

### 2 補助対象者

要件を備えた補助対象事業を実施できる非営利団体。  
団体の構成員が10名以上、団体の活動の拠点が区内 等

### 3 補助対象事業

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成活動として、アスリートや有識者等を招致する等、主に区内在住・在勤・在学者を対象に行われる生涯学習・スポーツ・文化芸術・観光・国際交流等の振興を目的とした事業で、平成29年3月31日までに終了する事業。

＜例＞アスリートを招いてスポーツ教室を開催するための諸経費

＜注意＞オリンピック・パラリンピック等の文言を事業名等に謳うことはできません。

エンブレム等を印刷物等に利用することはできません。

### 4 補助対象経費

補助対象の実施に要する経費

### 5 補助額

補助対象経費に5分の4を乗じた額で、200千円を上限とし、予算の範囲内

補助率 5分の4

### 6 対象件数

6件

### 7 所要経費

1, 200千円

### 8 周知方法

区報（8月25日号）、ホームページ等による周知